

審査基準及び標準処理期間

所属名	地域福祉推進課 恩給・援護係
内線番号	4616

No.	項目	内容
①	処分名	特別弔慰金を受ける権利の裁定
②	法令名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法
③	法令番号	昭和 40 年法律第 100 号
④	根拠条項	第 3 条及び第 4 条
⑤	処分権者	知事
⑥	法令の定め	<p>第三条 戦没者等の遺族には、特別弔慰金を支給する。ただし、死亡した者の死亡に関し、平成三十二年四月一日において、当該戦没者等の遺族が恩給法（大正十二年法律第四十八号）第七十五条第一項第二号に規定する扶助料、遺族援護法第二十三条第一項第一号又は第二項第一号に掲げる遺族に支給される同法による遺族年金又は遺族給与金その他これらに相当する給付を受ける権利を有する場合又は他にこれらの権利を有する者がある場合は、この限りでない。</p> <p>第四条 特別弔慰金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、厚生労働大臣が行なう</p>
⑦	審査基準	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（令和 2 年 4 日施行分）の施行について （令和 2 年 3 月 31 日社援発 0331 第 3 号厚生労働省社会・援護局援護・業務課長通知）
⑧	経由機関名	市町村
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 40 日
	経由期間	4 日
	協議機関	
	当該処分機関	36 日
⑫	問合せ	地域福祉推進課恩給・援護係（075-414-4616）
⑬	備考	